

# 寺尾小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月改定

## はじめに

ここに定める「寺尾小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条及び、平成26年6月施行、平成29年12月改訂された「関市におけるいじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、学校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に関する基本的な考え方

### (1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係にある場合を指す。

身体的な影響とは、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。「仲間外れ」や「無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与える場合も含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している可能性も考え、その背景の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### (2) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめ防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校にも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
- ・観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在に注意を払う。

### (3) 寺尾小学校としての構え

本校には地元の子どもに加え、児童養護施設「美谷学園」で暮らす児童が在籍している。地元の子ども達は、地域の期待を受けつつ、互いに関わる中で共に学び成長する姿を示している。また、様々で複雑な家庭の事情のなか、児童養護施設「美谷学園」で、親元を離れて暮らす児童が約8割を占めている。多くの子が、寂しさや孤独感を抱えている。人なつっこさがある反面、素直に自分の気持ちが出せず、気を引くためにわざと叱られたり、相手の気に障ることを行ったりする姿も見られる。複

雑な人間関係の中でストレスにさらされている。そんな厳しい環境でも、明るく健気に日々生活をしている。「自立」への基盤である「他者を思いやる温かい心（共生）」と「確かな力（学力）」を身に付けさせたい。

このような実態がある寺尾小学校では、下記のような構えでいじめ防止に取り組む。

- ・人権尊重の精神に立った学校経営を行い、人権感覚、即ち『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる』感覚が涵養されることをめざす。
- ・児童一人一人の心に寄り添い、言動の奥底にある心を理解することに努め、感情のコントロールの仕方や相手とのより良い関わり方が身に付くような指導を根気よく継続的に行う。
- ・危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題の対処を行い、児童を守る。
- ・寺尾小学校を中心とし、関市教育委員会及び関係機関が協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い折に触れて必要な指導を行い、保護者・美谷学園・地域と連携を図りながら見届ける。

## 2 いじめ未然防止のための取組

### (1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感や「努力した」という充実感を味わえるよう、教科指導を充実する。とりわけ、学習意欲の向上を図る指導に重点を置く。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係を作ることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会（あすなろ委員会）でも適時取り上げ、児童自らが主体的に問題解決に取り組むよう指導する。（ぽかぽか宣言）
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。  
（毎月1回教育相談日を設定）
- ・「かがやきノート（健全育成手帳）」を活用し、頑張ったことや褒められたことを記録として蓄積していくことで、一人一人の行動の意味づけ、価値づけ、方向づけを行い、自己肯定感の育成を図る。
- ・週1回（木）の教職員打ち合わせ、月1回的美谷学園との合同職員会を通して児童の姿の交流をし、共通理解・共通行動をする。

### (2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・年間 8 回のソーシャルスキルワークの学習を行うことで、コミュニケーション能力や人間関係形成能力を培う。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・学校教育全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切に作る心、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることのできるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

### (3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・学校における教育活動全体において、以下の 3 点を留意した指導を充実する。
  - ① 児童に自己有用感を与える
  - ② 共感的な人間関係を育成する
  - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルや SNS の使い方について、児童、PTA、地域の方も交えた研修会（家庭教育学級）や交流会など、自治的な活動の充実を図る。

### (5) 個に寄り添う教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、家庭・学園での生活を含めたより良い人間関係が築けるように日常から児童理解を図るように努める。
- ・スクールカウンセラー及び美谷学園心理士との連携を図り、児童の心理状況の把握をするとともに、個の状況に合わせた日常的な対応を図る。
- ・マイサポーターになっている職員にいつでも相談できるようにするなど、全職員に見守られていることが児童に伝わるような環境づくりに努める。

## 3 いじめの早期発見

### (1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートを活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。アンケートの結果は「寺尾小学校い

じめ防止等対策委員」が複数で確認し、いじめの兆候を見逃さないように勤める。

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに「寺尾小学校いじめ防止等対策委員」に報告するとともに、事実確認や情報収集を速やかに組織的に行い、いじめの早期発見に努める。
- ・年3回の県いじめ調査等（2回のいじめ調査及び問題行動調査）を全教職員の理解の上で実施し、「寺尾小学校いじめ防止等対策委員会」で調査結果（市関係分）を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行うとともに、武芸川中学校区スクールカウンセラー等と連携・協力体制を整える。

## （2） 教育相談の充実

- ・日常的に発生するささいなトラブルにおいても、「大丈夫だろう」と安易に考えず、いじめがないかどうかの疑いをもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事と教育相談主任を中心に、担任、養護教諭等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力する。また、マイサポーター制度を利用し児童がいじめを受けた時すぐに相談できる環境づくりを行うなど、相談体制の充実を図る。

## （3） 教職員の研修の充実

- ・生徒指導主事と教育相談主任を中心に計画的に研修会を実施するとともに、研修資料の積極的な収集及び発信を行う。
- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・過去のいじめ事案に対する対応事例をもとにした研修を行い、生きた教訓を活用した対応力を高める研修を充実する。

## （4） 保護者・児童養護施設（美谷学園）との連携

- ・保護者が子どもの変化や心配なことがあったとき、気軽に学校に相談できる関係づくりを行う。
- ・どんなささいなことであっても、学校で児童の変化に気づいたときは、背景にいじめがあるかもしれないという疑いを持ち、学校から保護者もしくは美谷学園に速やかに連絡をする。
- ・美谷学園とは月1回の合同職員会を行い、学校では把握できない児童の様子を聞いたり、学校の様子を伝えたりして、情報交流を頻繁に行うことで、児童のささいな変化を見逃さないように努める。

## （5） 関係機関との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題は、学校だけで抱え込まず、その解決のために、警察、子ども相談センター、民生児童委員、法務局人権擁護課等とのネットワークを大切にし、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。

- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

#### 4 いじめ事案への対処

##### (1) 初動対応

- ・「寺尾小学校いじめ防止等対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。
- ・いじめの発見・通報・相談を受けた職員は、直接もしくは「寺尾小学校いじめ防止対策委員」を通じ校長に速やかに報告する。校長は「寺尾小学校いじめ防止等対策委員会」を招集し、速やかに組織的に事実確認を行うとともに教育委員会に報告する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

##### (2) 事実確認・指導方針・保護者対応

- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保し組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実関係を明らかにした上で、いじめを受けた児童を徹底して守り通すとともに、本人や保護者に対して明らかになった事実を説明し、本人や保護者の意向を踏まえつつ、今後の指導方針と見通しを説明する。
- ・いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。保護者に対しても、事実を伝えるとともに、当該児童の人格成長のために協力して指導する姿勢をもつように理解を得るよう努める。

##### (3) いじめ解消に向けた指導

- ・指導の過程では、いじめられた児童、いじめた児童の言い分を十分に聞きく。事実関係が明らかになった段階で、いじめの根絶のために、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚し、反省すべき点と、いじめられた児童が今後安心して生活できるために何をすればよいかを明確にもてるようにする指導に努める。
- ・いじめた児童の保護者に対しても、いじめの根絶のために、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことができるようにする。
- ・いじめの対処の過程において、いじめた児童が反省と解消を約束することいじめた児童に伝えるため謝罪を行うが、「謝罪をもって安易に解消することはできない」ということを双方の児童及び保護者、職員が共通に認識できるようにする。そして、少なくとも「被害児童が心身の苦痛を感じる行為が3か月以上止んでいる」状態になったとき、「解消している」と判断できる区切りの一つとして考えることを保護者に対しても伝え、協力して継続的に児童の様子を見届けていく姿勢をもつように理解を得るようにする。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後

の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取り組みを行う。

#### (4) 資料の保管

いじめ事案が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要なことから、以下のように保存期間を定める。

- ・アンケート用紙の原本等の一次資料は、当該児童が卒業するまで保存する。
- ・聴取結果等を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録の並びで、5年間保存する。

#### (5) 大まかな対応順序

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と「寺尾小学校いじめ防止等対策委員会」の招集、対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の職員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童の聞き取り及びケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への聞き取り
- ⑥ 「寺尾小学校いじめ防止等対策委員会」で指導方針の決定
- ⑦ 保護者への報告と指導についての協力依頼
- ⑧ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑨ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑩ 少なくとも3カ月間の経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

### 5 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。（法第22条）

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「寺尾小学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。

- ・「寺尾小学校いじめ防止等対策委員会」委員

学 校 職 員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、  
教育相談コーディネーター、養護教諭

学校職員以外：学校運営協議会の代表者、スクールカウンセラー等の外部専門家

- ・寺尾小学校いじめ防止等対策委員会は、学校職員で構成する会を常設の組織として設置し、必要に応じて学校職員以外の委員が参加する会を組織する。
- ・学校職員以外の委員が参加するときは、守秘義務の確認を行う。

### 6 いじめ防止のための年間計画

月	事業予定	教相	備考
4月	P T A役員会（全員参加）で「学校いじめ防止基本方針（以下「方針）」（年間）説明 職員会で「方針」を共通理解する。 心の相談員研修	○	心のアンケート調査
5月	生徒指導連絡協議会・教育相談担当者研修会 第1回寺尾小学校いじめ防止等対策委員会 第1回学校運営協議会で「方針」説明	○	心のアンケート調査
6月		○	心のアンケート調査
7月	第2回寺尾小学校いじめ防止等対策委員会	○	第1回県いじめ調査 心のアンケート調査
8月	職員研修会（ネットいじめ、教育相談等）		
9月	職員会で「方針」（2学期）を共通理解する。	○	心のアンケート調査
10月	第3回寺尾小学校いじめ防止等対策委員会	○	心のアンケート調査
11月	「ひびきあいの日」に向けた取組	○	心のアンケート調査
12月		○	第2回県いじめ調査 心のアンケート調査
1月	教育相談担当者研修会参加	○	心のアンケート調査
2月	第4回寺尾小学校いじめ防止等対策委員会 第2回学校運営協議会（本年度の評価）	○	心のアンケート調査
3月	職員会で「方針」（取組評価・次年度）を検討	○	問題行動調査 心のアンケート調査

## 7 重大事態への対処

いじめの重大事態については、国の基本方針、岐阜県の基本方針、関市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

### （1）重大事態の発見

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当な期間に渡り、連続して学校を欠席することを余儀なくされている場合は、重大事態発生として、報告・調査等にあたる。
- ・重大事態と判断する児童の状況として、「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」のようなケースを想定する。
- ・児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が把握して

いない極めて重大な情報として受け止め、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

## (2) 重大事態の報告

- ・重大事態であると判断した場合は直ちに、教育委員会へ報告する。
- ・報告の内容については、事実をしっかり向き合い、知り得た事実について正しく報告する。

## (3) 重大事態の調査

- ・「事実関係を明確にするための調査」として、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする調査を行う。

### ①調査主体について

- ・学校が調査主体として行う場合、児童や家庭の状況等をもっともよく理解し、いじめの解消に向けて効果的に対応できる立場にあることを踏まえ、外部の専門家の調査組織への参画等により公平性や中立性を担保しつつ、適切に調査実施することに心掛ける。

### ②調査を行うための組織について

- ・重大事態であると判断したときは、「寺尾小学校いじめ防止等対策委員会」を基に調査組織を編成し、当該重大事態に係る調査を行う。
- ・この組織の構成については、必要に応じて弁護士（スクールロイヤー）や精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者を加え、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）となるよう公平性・中立性を確保する。なお、附属機関の構成員に利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、公平性・中立性の確保に努める。

### ③調査を行うための留意事項について

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目指す。
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・学校は、積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ・児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目的に、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。詳細は、「児童生徒の自殺が起きた時の調査の指針（平成23年3月児童生徒の自殺予防

に関する調査研究協力者会議)」を参照して行う。

#### (4) 調査結果の提供及び報告

##### ①情報を提供する際の留意事項について

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。
- ・これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に提供する。

##### ②調査結果の報告

- ・調査結果は、教育委員会を通じて市長へ報告する。上記①の結果を踏まえて、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、教育委員会を通じて市長へ送付する。

#### 7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

① いじめの早期発見に関すること

② いじめの再発を防止するための取組に関すること

#### 8 個人情報等の取扱い

- 美谷学園児童においては、学校外へ出る文書や作品展出品の作品等について、氏名及び写真の公表をする場合は、事前に学園に確認をする。
- 年度初めに、児童の氏名・写真・作品等の写真についての掲載許諾書を配布回収する。

H30年度 寺尾小学校いじめ等防止対策委員会 名簿

職名	氏名	備考
校長		
教頭		
教務主任		
生徒指導主事		
特別支援コーディネーター		
教育相談コーディネーター		
養護教諭		
学校運営協議会委員		委員長
学校運営協議会委員		P T A会長
学校運営協議会委員		美谷学園代表
学校運営協議会委員		民生児童委員